

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人発達障害研究推進機構

(2) 代表者の氏名

十一元三

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区聖護院山王町40番地 BEAR HOUSE 2階201号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害に関する調査研究及び情報収集活動を行うことを目的とし、発達障害を持つ人々そして共に悩む家族に対して発達障害に関する研究を推進し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月12日

(文化市民局地域自治推進室)